

財団法人 蛋白質研究奨励会寄付行為

設立許可	昭和37年4月24日					
改正認可						
	昭和40年	6月	1日	昭和45年	3月	23日
	昭和46年	8月	25日	昭和47年	5月	4日
	昭和48年	6月	1日	昭和50年	11月	13日
	昭和56年	4月	13日	平成13年	1月	6日

第一章 総 則

- 第 1 条 この法人は、財団法人蛋白質研究奨励会という。
- 第 2 条 この法人は、事務所を大阪府箕面市稲4丁目1番2号におく。

第二章 目的及び事業

- 第 3 条 この法人は、蛋白質・ペプチド等の関する研究を行うとともにこれらに関する学術研究を奨励援助し、もって学術の向上と発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一、蛋白質・ペプチド等に関する研究を行う研究所の設置運営
 - 二、蛋白質・ペプチド等に関する基礎ならびに応用研究の助成
 - 三、研究用蛋白質・ペプチド等の製造、収集および供給
 - 四、蛋白質・ペプチド等に関する研究者の養成および技術者の再教育の助成
 - 五、蛋白質・ペプチド等に関する講演会ならびに討論会の実施またはその助成
 - 六、蛋白質・ペプチド等に関する情報の収集および提供
 - 七、その他、目的を達成するために必要な事項

第三章 資産および会計

- 第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。
- 一、この法人設立当初蛋白質研究奨励会より受け入れた別紙財産目録記載の財産
 - 二、資産から生じる果実
 - 三、事業に伴う収入
 - 四、寄付金品
 - 五、その他の収入
- 第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産を持って構成する。

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし、寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。
- 第 7 条 この法人の基本財産のうち現金は、確実な銀行もしくは信託会社に預け入れ理事長がこれを管理する。ただし、有価証券または不動産を買い入れる場合は、理事会の議決を経なければならない。
- 第 8 条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受け、その一部に限り処分し、また担保に供することができる。
- 第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入および寄付金品等運用財産をもって支弁する。
- 第 10 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 予算を変更した場合も同様とする。
- 第 11 条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、財産増減事由書および事業報告書とともに監事の意見をつけて、理事会に承認を受け文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。
- 第 12 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経て、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。
- 第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第四章 役員、評議員、顧問および職員

- 第 14 条 この法人には、次の役員をおく。
- 理事 7 名以上 13 名以内（うち理事長 1 名、常務理事 1 名）、監事 2 名
- 第 15 条 理事および監事は、評議員会でこれを選出し、理事は、互選で理事長 1 名および常務理事 1 名を定める。
- 第 16 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 理事長に事故あるときまたは欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の会務を処理する。
- 第 17 条 理事は、理事会を組織してこの法人の業務を議決し執行する。
- 2 理事は、評議員を兼ねることができない。
- 第 18 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

第19条 この法人の役員の任期は3年とする。ただし重任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員は、その法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中といえども評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

第20条 役員は有給とすることができる。

第21条 この法人には、15名以上25名以内の評議員をおく。

2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が任命する。

3 評議員には、第19条を準用する。この場合には同条中「役員」とあるは、「評議員」と読み替えるものとする。

第22条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

第22条の2 この法人に顧問をおくことができる。

2 顧問は事業の運営上必要な事項について理事長の求めに応じて意見を述べるものとする。

3 顧問は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第23条 この法人の業務を処理するため、研究所長、主事その他の職員をおく。

2 研究所長、主事および職員は、理事長が任命する。

3 理事は、研究所長または主事を兼ねることができる。

4 研究所長、主事および職員は、有給とすることができる。

第五章 会 議

第24条 理事会は、理事長が必要と認めた場合に招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 会議の議長は、理事長とする。

第25条 理事会は、理事の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。

一、 予算および決算についての事項

二、 不動産の買入れ、または基本財産の処分についての事項

三、 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

2 第24条および第25条は、評議員会にこれを準用する。

この場合において、第24条および第25条中「理事会」および「理事」とあるは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名な
つ印のうえこれを保存する。

第六章 賛 助 員

第28条 この法人の事業に賛助し、金品または物品を寄付したものは理事会の議決
を経て賛助員に推薦する。

第七章 寄付行為の変更ならびに解散

第29条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数おのおのの3分の2以上
の同意を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第30条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数おのおのの4分の3以
上の同意を経て、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経て、文部科学大臣
の許可を受け、大阪大学蛋白質研究所に寄付するものとする。

第八章 補 則

第32条 この寄付行為についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

この法人設立当初の理事および監事は、次のとおりである。

理 事（理事長）	太田垣 士 郎
”	伊勢村 寿 三
”	井 口 竹次郎
”	杉 道 助
”	道 面 豊 信
”	松 原 与三松
”	山 本 為三郎
”	正 田 建次郎
”	赤 堀 四 郎
”	須 田 正 巳
監 事	武 田 長兵衛
”	加藤 辨三郎